

景観形成型広告物整備地区 「宮原景観形成特定地区」 基本構想及び基準

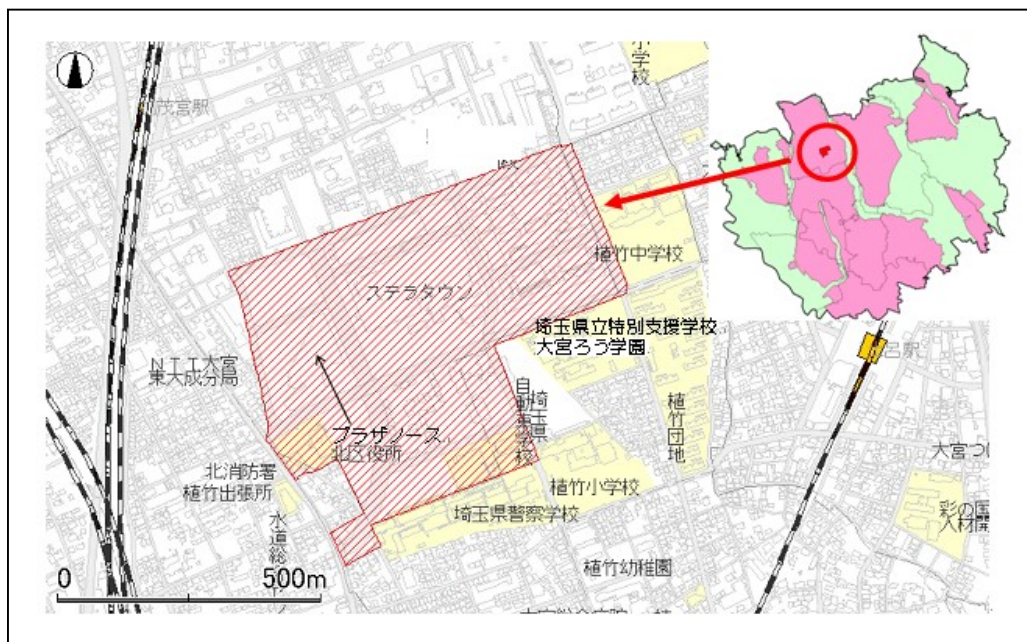
従来のさいたま市屋外広告物条例（以下「条例」という。）による景観形成型広告物整備地区制度では、屋外広告物の表示に関する方針や基準を定めることはできましたが、手続き規定が整備されておらず、基準への適合性については表示者の自主努力に委ねられていました。

また、景観法では建築物の建築等に係る行為に届出制を規定していますが、広告物の表示に関しては届出が除外されているため、さいたま市景観計画に定める「景観形成特定地区」等の積極的に景観誘導を図る地区における広告物規制の実効性を別に整備する必要があります。

このことから、平成22年10月の条例改正により新たに整備地区内における屋外広告物の表示に対する届出制度を規定し、市が基準への適合性を確認し、助言・指導を行うことができるようにしました。

この条例改正に合わせ、さいたま市では景観形成型広告物整備地区に「宮原景観形成特定地区」を指定し、景観形成型広告物整備基本方針を定め、届出制度による地区内の屋外広告物に対する積極的な景観誘導を行っていきます。

○景観形成型広告物整備地区「宮原景観形成特定地区」区域図



※宮原景観形成特定地区の区域は、さいたま市北区宮原町1丁目、植竹町1丁目の各一部（さいたま都市計画事業北部拠点宮原土地区画整理事業区域内 約31.7ha）となります。

景観形成型広告物整備基本方針（条例第16条第3項）

宮原景観形成特定地区における景観形成型広告物整備基本方針は次のとおりとする。

< 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想 >（条例第16条第3項第1号）

地区の骨格となる沿道空間におけるみどりの景観とにぎわいの創出を図ることにより、周辺市街地の都市景観の形成に対し先導的な役割を担う地区を目指し、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置について景観誘導を行う。

< 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法に関する事項 > （条例第16条第3項第2号）

広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準

（1）全般事項

- ・光源が点滅するもの及び映像装置等を使用するものは、原則として設置しない。
- ・歩行者の通行安全性に配慮の上、施設の機能や活動をモチーフとするなど、意匠や素材に工夫を施したものとする。
- ・主張しすぎない上品なものとし、隣接物との連続性に配慮する
- ・沿道景観を阻害しないよう、緑主体の景観に配慮する。
- ・広告物は必要最小限の設置数とする。

（2）建造物を利用して出す広告物

屋上利用広告	<ul style="list-style-type: none">・街並みやスカイラインへの配慮から、一般広告物は屋上利用広告としない。自家広告物も極力、壁面利用広告かつ箱文字とする。・表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積の1/10以下、かつ50㎡以下とする。・屋上や塔屋上に設置する場合は、屋上や塔屋の水平投影面をはみ出さない。・支柱等は、見えないように設置する。
壁面利用広告	<ul style="list-style-type: none">・表示面積は、建築物の各面に対してその壁面面積の1/10以下、かつ50㎡以下とする。・取付壁面の見附面からはみ出さない。・窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。やむを得ない場合は、沿道居室内への視界を妨げない程度の面積とする。・できるだけ、箱文字で表示したもの又は壁面の色を下地として利用したものとする。
屋上利用広告と壁面利用広告との併設	<ul style="list-style-type: none">・屋上利用広告と壁面利用広告を併設する場合の表示面積の合計は、建築物の各面に対してその壁面面積の1/10以下、かつ50㎡以下とする。
突出し広告	<ul style="list-style-type: none">・原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は集合化を図り、高さ8m以下、かつ1面の表示面積が10㎡以下とする。

(3) 建造物から独立して出す広告物

案内、誘導広告物 (街区案内板、テナント案内の集合広告など。)	<ul style="list-style-type: none">・できるだけ集約化を図るとともに、集合広告物などは極力集中的に設置し、公共サインとの一体的、協調的な配置に努める。・本体の素材・色彩は、天然素材もしくは公共サインの基調色と同様のものとする。(※)・表示面の書体・ピクトグラム・外国語表記などを公共サインに準じる、もしくは参考とする。(※) (※) 集合広告物全体に係わる表示内容に適用するものであり、各々のテナントの広告内容に適用するものではない。 <ul style="list-style-type: none">・公共サインと同じ場所へ設置する場合、配置、本体、表示要素などの協調に関して、建築主と市でデザイン調整を行う。・地区内の場所に関する名称などは、極力公共サインと同じものを利用するよう努める。
上記以外の広告物	<ul style="list-style-type: none">・一般広告物は原則として設置しない。公益上やむを得ず設置する場合は、その設置理由及び形態等を明らかにすること。

備 考

- ・「建造物」とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいい、これに付属する門、塀を含まないものとする。
- ・「自家広告物」とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件をいう。
- ・「一般広告物」とは、自家広告物以外の広告物で、条例第6条の許可が必要となる広告物をいう。

<良好な景観の形成に支障がないものとして定める行為> (条例第16条第6項ただし書き)
次のいずれかに該当する行為については、条例第16条第6項の届出を要しないものとする。

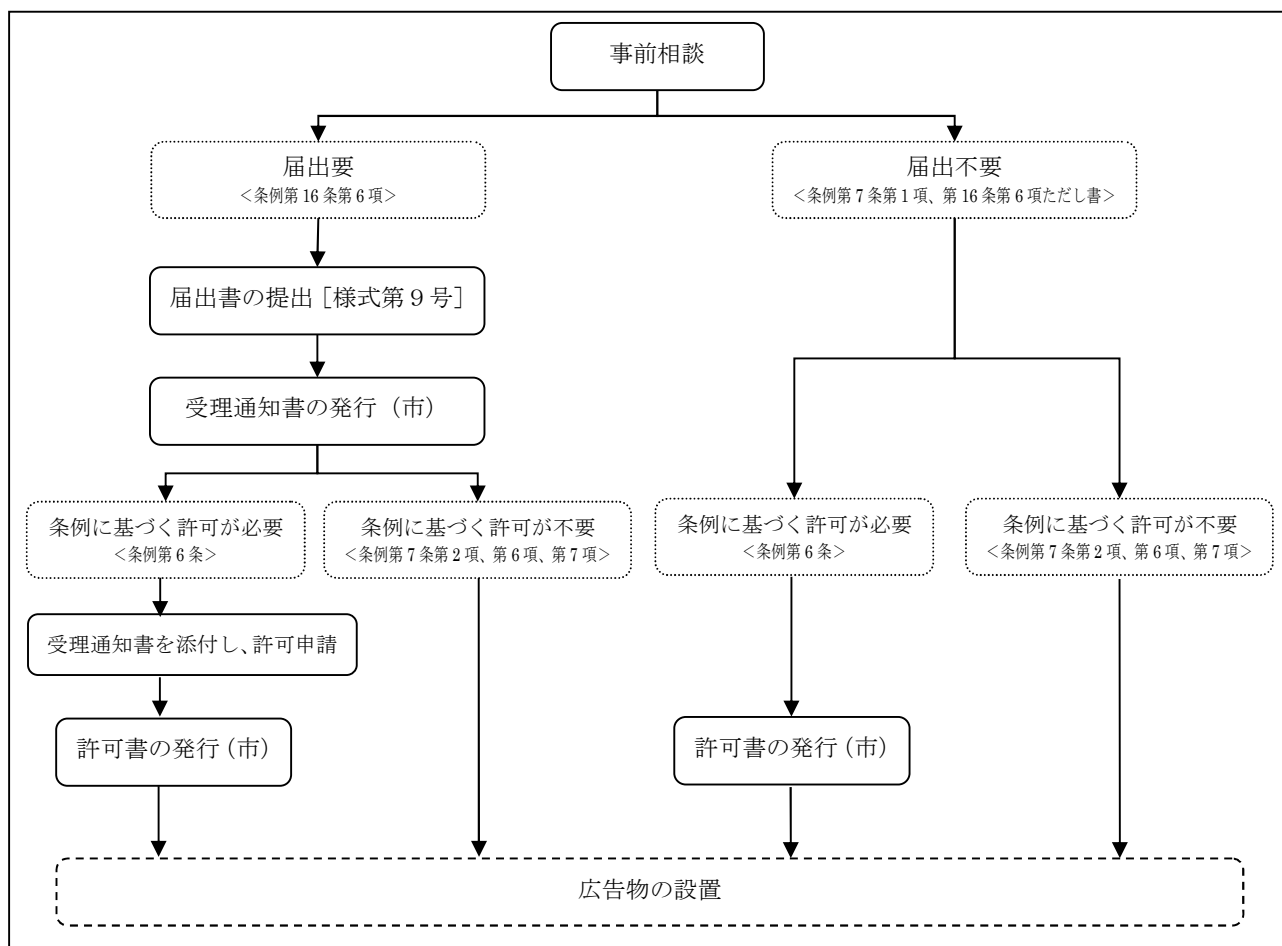
- (1) 外観、構造の変更を伴わない修繕、塗り替え
- (2) 表示面積0.5㎡以下の小規模な広告物の表示等
- (3) 広告内容の定期的な変更を前提とした掲出物件に表示される広告物の表示内容の変更

※地区内において、「広告物の表示又は掲出物件の設置」又は「広告物又は掲出物件の変更又は改造」を行う場合には、下記のとおり届出が必要になります。

○ 届出に必要な書類（正・副の2通）

- ① 景観形成型広告物整備地区屋外広告物等表示（設置・変更・改造）届 [様式第9号]
- ② 付近見取図
- ③ 位置図
- ④ 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
- ⑤ 現況を写したカラー写真
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、景観形成型広告物整備基本方針に定める内容に適合するかを審査するために必要な資料

○ 広告物の設置までに必要な手続き（※屋外広告物条例に基づく手続きを表しています。）



<問い合わせ・届出・申請>

さいたま市 都市局 北部都市・公園管理事務所 管理課
さいたま市大宮区吉敷町1-124-1（大宮区役所内）
電話 048-646-3178